

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました。

〈高額医療・高額介護合算療養費制度〉

同じ医療保険制度の世帯内で、1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)に医療保険と介護保険の両制度に自己負担があり、その自己負担合算後の限度額を500円以上超えた場合に、申請すると超えた分が支給となります。

【自己負担合算後の限度額(基準額)】

区 分	長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) + 介護保険(75歳以上の方)	被用者保険または 国民健康保険+介護保険 (70歳から74歳の方)	被用者保険または 国民健康保険+介護保険 (70歳未満の方)
現役並み所得者 (課税所得145万円 以上の方)	67万円(89万円)	67万円(89万円)	126万円(168万円)
一般(市町村民税 課税世帯の方)	56万円(75万円)	62万円(83万円)	67万円(89万円)
低所得者(市町村民税 非課税世帯の方)	31万円(41万円)	31万円(41万円)	34万円(45万円)
世帯の各収入から 必要経費・控除を差し引いた ときに所得が0円になる方 (年金収入のみの場合80万円 以下の方)	19万円(25万円)	19万円(25万円)	34万円(45万円)

※施行初年度(平成20年度)は、平成20年4月から平成21年7月までの経過措置として()内の額になります。

【支給の対象となる方へのお知らせ及び申請手続き】

1) 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)または、上三川町国民健康保険の加入者

支給の対象となる被保険者の方には、12月頃にお知らせします。お知らせが届いた方は、保険課国保年金係に申請してください。

ただし、次に該当する方は、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。

●平成20年4月から平成21年7月末までの間に、

- ・市町村を超える転居をした方
- ・他の医療保険制度から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に移られた方

▼問い合わせ先=保険課 国保年金係 ☎(56) 9134

2) 上三川町国民健康保険以外(被用者保険)の医療保険制度加入者

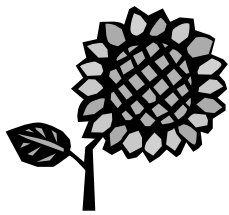
それぞれの保険組合に申請します。申請には町が発行する上三川町介護保険自己負担額証明書が必要となります。

▼問い合わせ先=保険課 介護保険係 ☎(56) 9102

国民年金 「保険料免除制度」を ご利用ください

前年の所得が一定以下の場合、申請手続きによつて承認されると、国民年金保険料の全額又は一部が免除されます。それぞれの免除には所得制限があり、基準は世帯の構成人数等状況により異なります。

国民年金保険料の一部を免除する一部納付制度の適用を受けても、納付すべき一部保険料を納付されない場合、免除の期間とはならず未納期間となります。未納期間があると障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取る事ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。



	所得基準	月々の保険料	保険料を全額納付した場合と比較した年金額
全額免除	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円	全額が免除	1/3
1/4納付	78万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	3,670円	1/2
半額納付	118万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	7,330円	2/3
3/4納付	158万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)	11,000円	5/6

国民健康保険の高齢受給者証が 新しくなります

70歳から74歳までの方で、国民健康保険に加入している方の高齢受給者証が新しくなります。

新しい高齢受給者証は、7月末に郵送しましたので、古い受給者証は不正に使用されないためにも、各自で破棄していただくか、保険課窓口まで届けてください。

なお、高齢者医療制度の見直しに伴い、負担割合の引き上げが凍結されましたので、平成21年8月1日から平成22年3月31日までの期間は、自己負担額が1割に据え置かれます。(現役並み所得のある方で、3割負担の方は除きます)

▼問い合わせ先
保険課 国保年金係 ☎(56) 9134

全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けられた方

国民年金保険料の免除申請の手続きが簡素化され、翌年度以降も引き続き免除又は猶予の申請を希望される場合は、申請書の提出が不要になります。

※失業を理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、もしくは一部免除申請の場合は、毎年の申請が必要になりますので、ご注意ください。

▼問い合わせ先
保険課 国保年金係

☎(56) 9134

宇都宮西社会保険事務所

☎028(622)4222

国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証

入院の窓口負担額が月単位で一定の限度額にとどめられる限度額適用認定証と入院時の食事代や生活療養費が減額される標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯のみ)は、平成21年7月31日で有効期限が切れています。必要な方は申請をしてください。

▼適用日
申請のあった月の初日より適用されます。
▼要件
保険料の滞納がないこと。
▼申請に必要なもの
被保険者証、印かん
▼問い合わせ先
保険課 国保年金係 ☎(56) 9134